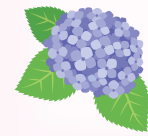


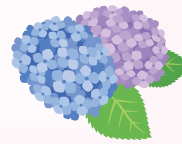
社会福祉協議会とは

「社協」の略称でも知られている社会福祉協議会。社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に規定されている社会福祉法人です。

「住み慣れた地域で健やかに暮らしたい」という全ての人に共通の願いをかなえるため、住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けてさまざまな活動を行っています。



社会福祉法人 瑞穂市社会福祉協議会



■本部

〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府 1283 番地（瑞穂市総合センター 1 階）
TEL (058) 327-8610 FAX (058) 327-5323

- 瑞穂市ボランティアセンター
- 瑞穂市社会福祉協議会福祉総合相談センター
- 岐阜県共同募金会瑞穂市支会
- 瑞穂市地域包括支援センター
- 地域包括支援センター専用 / TEL (058) 327-4118 FAX (058) 327-5304

■巢南支部

〒501-0304 岐阜県瑞穂市田之上 597 番地（瑞穂市老人福祉センター内）
TEL・FAX (058) 328-5174

- 瑞穂市在宅介護支援センター

■福祉作業所豊住園

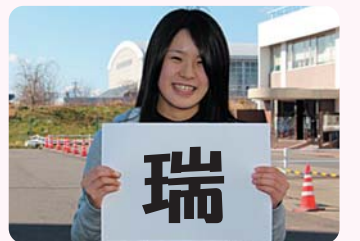
〒501-0236
岐阜県瑞穂市本田 85 番地 1
TEL (058) 327-9947
FAX (058) 260-8673

■福祉作業所すみれの家

〒501-0322
岐阜県瑞穂市古橋 1635 番地 1
TEL (058) 328-7187
FAX (058) 328-7190



H P : <http://www.mizuho-shakyo.org/>
Mail : info@mizuho-shakyo.org



第 2 次 瑞穂市 地域福祉 活動計画

概要版



「福祉のまち瑞穂



あじさいプラン 2 1」



と



“ 地域福祉の推進 ”

平成 2 8 年 3 月
社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会